

第10版 はしがき

2007（平成19）年9月に本書の初版を刊行して以来、定期的に（第2版以降は2年という周期を決めて）改訂を重ね、今回で第10版を迎えることができた。これを一つの区切りとし、近年の労働法の大きな変化を取り込みつつ幅広い読者のニーズに応えるという観点から、本書をリニューアルすることにした。

具体的には、**事例**を重要判例・裁判例との連結を意識して大幅に見直し（既存の事例を全面的に見直すとともに28の新事例を加えて労働法の重要判例・裁判例のほとんどを**事例**に取り込んだ）、本書の構成や項目にも時代に合った変更を加えた（例えば第3編第1章に労働者の人権の保障、同章**25**にLGBTQ、第3編第2章**21**に教育訓練、第3編第3章**51**にテレワーク、同章**52**に副業・兼業、第3編第4章**5**にフリーランス、第3編第5章**1**に高齢者、同章**2**に障害者、同章**3**に外国人、第6編第1章**2**に紛争解決制度の特徴をそれぞれ独立した項目として設けた）。また、通常の改訂と同様に、この2年間の法令改正（2022年の職業安定法改正、2023年の労働基準法施行規則改正、フリーランス保護法制定、LGBT理解増進法制定など）や判例・裁判例の動き（代表的な判例として山形県・県労委（国立大学法人山形大学）事件判決、国・人事院（経産省職員）事件判決、名古屋自動車学校（再雇用）事件判決など）も幅広くフォローした。この大きな改訂によって、理論的な道筋を明確にしながら労働法の全体像とエッセンスを描き出すという本書の当初の目的が、社会と法のダイナミックな変化を取り込みつつ読者の皆さんにより理解しやすい形で実現できているとすれば、うれしい。

本書のリニューアルにあたり、長谷川珠子さん（福島大学准教授）からたくさんアイデアをいただいた（その多くは本書に盛り込まれている）。松本奈波さん（福島大学行政政策学類4年）には複雑で入り組んだ校正作業を手伝っていただいた。有斐閣の佐藤文子さんの緻密で行き届いた編集作業により、今回の大きな改訂も心穏やかに進めることができた。読者の皆さんも含め、ありがとう。

2024（令和6）年1月 *Vers une prochaine étape*

水町 勇一郎

第9版 はしがき

本書の第8版が刊行された2020（令和2）年以降，世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大し，テレワークの普及，業務プロセスのデジタル化，休業と解雇・雇止め，業務委託（フリーランス）の増加など働く現場の状況は大きく変わった。この2年間の法令改正の動きも著しかった。2020（令和2）年には，労基法改正（賃金請求権の消滅時効期間の延長等），高年齢者雇用安定法改正（65歳から70歳の就業確保措置の努力義務等），労災保険法改正（複数事業労働者への労災保険給付の創設等），雇用保険法等改正（育児休業給付の独立給付化・高年齢雇用継続給付の縮小等），労働施策総合推進法改正（中途採用比率の公表義務），公益通報者保護法改正（公益通報者の保護の拡充等），労働者協同組合法の制定（労働者協同組合の基本原則と組織ルールの規定），2021（令和3）年には，育児介護休業法改正（出生時育児休業制度の創設等）がなされた。また，2020（令和2）年9月には副業・兼業ガイドラインの改定，2021（令和3）年3月にはテレワークガイドラインの改定，フリーランスガイドラインの策定が行われた。さらに，有期・無期契約労働者間の待遇格差，基本給と一体となった割増賃金の支払い，無期転換ルールと雇止めなど，重要な判例・裁判例の展開もあった。今回の改訂では，これらの新たな動きを幅広くフォローしつつ（新たな判例・裁判例の掲載は157件にわたる），働く現場の実情を反映させるために「事例」の手直し・新設等も行った。世の中の激しい動きを反映して一定の増量となったが，理論的な道筋を明確にしながら労働法の全体像とエッセンスを描き出すという本書の当初の目的が損なわれないよう注意を払った。

今回の改訂でも，有斐閣の佐藤文子さんに編集作業をお願いした。佐藤さんの精緻なスケジュール管理と丁寧で的確なお仕事のおかげで，今回の改訂作業も予定通りスムーズに進めることができた。本書を楽しみながら読んでいただいている読者の皆さんの声にも励まされ，第9版の刊行にたどりつけた。

2022（令和4）年1月 温かさにつつまれて

水町 勇一郎

第8版 はしがき

2018（平成30）年6月に働き方改革関連法が成立し、2019（平成31）年4月から順次施行されるなど、労働法は大きな変革の時期を迎えている。

ここ2年の法令改正としては、2018（平成30）年に成立した働き方改革関連法（労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等の改正）、出入国管理法改正、2019（令和元）年に成立した労働施策総合推進法改正、均等法・育児介護休業法改正、女性活躍推進法改正、育児介護休業法施行規則改正、2020（令和2）年の通常国会に提出されている労働基準法改正案、雇用保険法改正案、労働保険料徴収法改正案、高年齢者雇用安定法改正案、労働施策総合推進法改正案、労災保険法改正案、公益通報者保護法改正案などがある。また、判例・裁判例では、正規・非正規労働者間の待遇格差、固定残業代等による割増賃金の支払い、育児休業取得者の処遇などの点で重要な動きがある。今回の改訂にあたり、「働き方改革」を含むこれらのさまざまな変化を盛り込み、大きく変容しつつある労働法の最新の動態を描き出すことに努めた。

今回の改訂では、これらの新たな動きをフォローして内容の充実を図ることとともに、本書を適度な分量でより読みやすいものとすることを試みた。そのため、相対的に重要度が低いと思われる記述を整理・削除するなど本書の全面的な見直しを行い、全体で約1割近い減量を行った。理論的な道筋を明確にしながら労働法の全体像とエッセンスを描き出すという本書の目的が、よりスマートで持続可能な形で実現されているとすればうれしい。

今回の改訂でも、有斐閣書籍編集部佐藤文子さんに編集作業をお願いした。佐藤さんの精緻な計画と繊細な作業のおかげで、今回の難作業を予定通り進めることができた。本書を読み、助言や励ましの言葉をかけていただいている実務の方々や学生の皆さんにも、あわせてお礼を申し上げたい。

2020年2月 伸びゆく木を眺めながら

水町 勇一郎

第7版 はしがき

本書は、第2版以降、2年ごとのペースで改訂を行ってきた。今回の改訂でも、ここ2年間の法令や判例・裁判例等の動きを盛り込み、労働法の最新の動態を描き出せるよう努めた。

第6版以降の重要な法令等の動きとしては、雇用保険法改正、育児介護休業法改正、男女雇用機会均等法改正、労働契約承継法施行規則・指針改正、事業譲渡等指針策定、入管法改正、外国人技能実習法制定、職業安定法改正などがある。さらに、「働き方改革」の実現に向けて、労働基準法改正案（時間外労働の上限設定等）、パートタイム労働法・労働契約法・労働者派遣法改正案（不合理な待遇の禁止等）などを盛り込んだ働き方改革関連法案が、2018（平成30）年の通常国会に提出され審議される予定となっている。本改訂では、これらの法改正（案）の動きを、そのポイントがわかるように工夫しながら取り込んだ。また、誰もが活躍できる全員参加型の社会（「一億総活躍社会」）の実現に向けた近年の政策の展開を踏まえて、2013（平成25）年生活困窮者自立支援法、2015（平成27）年若者雇用促進法の解説を新たに加え、本書の「むすび」では、世界と日本の労働法政策の方向性について考察した。判例・裁判例についても、最新の労働現場の動きがつかめるよう、できるだけ多くの新しい事件を取り上げるよう努めた。近時の労働法の激しい動きを反映して、かなりの分量の改訂となったが、全体のバランスや読みやすさが損なわれることのないよう、重要度が低くなったと思われる記述を適宜削除するなど、本書全体に手を入れた。

今回の改訂でも、有斐閣書籍編集部の佐藤文子さんに編集作業をお願いした。佐藤さんの緻密で丁寧な仕事ぶりのおかげで、教科書の改訂という難作業を予定通り大きな苦もなく進めることができた。本書を読み、アドバイスや温かい言葉をかけていただいている実務の方々と学生の皆さんにも、あわせてお礼を申し上げます。

2018年2月 西の空に輝く星に

水町 勇一郎

第6版 はしがき

本書は、幸いたくさんの読者を得、第2版以降、2年ごとのペースで改訂を行ってきた。今回の改訂でも、ここ2年間の法令や判例・裁判例などの動きを盛り込み、労働法の最新の動態を描き出せるよう努めた。第5版以降の重要な法令の動きとしては、次世代法改正、パートタイム労働法改正、労働安全衛生法改正、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法、女性活躍推進法、労働者派遣法改正、育児介護休業法改正案、労働基準法改正案などがある。判例・裁判例については、近年の労働現場での紛争の様相がつかめるよう、できるだけ多くの事件を本文または注で取り上げた（巻末の判例索引をご覧いただければ最新の判例・裁判例を数多く拾いあげていることがわかるだろう）。同時に、全体のページ数を増やさないようにしつつ本書をより読みやすいものにするという観点から、本書全体に手を入れた。

今回の改訂では、有斐閣書籍編集第一部の佐藤文子さんに編集作業をお願いした。佐藤さんの温かいアドバイスとともに丁寧なお仕事のおかげで、教科書の改訂という労の多い作業を予定通り進めることができた。本書を手にとり、助言や励ましの声をかけていただいている読者の皆さまにも、あわせてお礼を申し上げたい。

2016年2月 小日向の大きな椎の木を眺めながら

水町 勇一郎

第5版 はしがき

2007年に初版を上梓して以来、本書は幸いにもたくさんの方々に読んでいただいた。第2版以降、労働法の新たな動きを随時取り込みつつ2年ごとに改訂を行ってきたが、今回、第5版という区切りを迎えるにあたり、本書の全面的な改訂を行うこととした。改訂を行うにあたって、読者の皆さんのご意見を取り入れることを最も重視した。日頃授業で接している東京大学法学部、早稲田大学法科大学院、慶應義塾大学法科大学院の皆さんだけでなく、今回の改訂にあたっては、京都大学、同志社大学の大学院、法学部の学生有志の皆さんからも、たくさんのご意見をいただいた。

今回の改訂のポイントは、次の3点にある。第1に、もう少し詳しい説明がほしいという指摘を受けた点などについて、大幅な加筆を行ったことである。例えば、企業組織の変動、解雇、労災補償、労働組合、団体交渉、不当労働行為について大幅に加筆するとともに、第3編に第3章「非正規労働者に関する法」を新設し、非正規労働者をめぐる問題はそこでまとめて詳論した。第2に、本文と注のバランスをよくするため、重要な叙述はできる限り注から本文に移しつつ、本文に書き込むと煩雑になりすぎると思われる点（私見、裁判例のやや細かい説明、理論的考察など）については、*Column*として取り上げた。第3に、第4版以降の重要な法改正（労働者派遣法、労働契約法、高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法など）と最新の判例・裁判例の動きもふんだんに盛り込んだ。これらの増量分に合わせた減量等をするため、探究の数を減らしたり旧版まで巻末にあった就業規則例等を有斐閣のホームページに移すなどの工夫を施しながら、本書全体に手を入れた。労働法の理論と動態をより明快に描くことができたいらばうれしい。

なお、初版以来担当いただいている有斐閣の一村大輔さんに、今回もたくさんサポートをいただいた。また、京都大学の島田裕子先生、同志社大学の坂井岳夫先生にも貴重なご意見とご協力をいただいた。皆さん、ありがとう。

2014年2月 巢鴨の水しぶきを眺めながら

水町勇一郎

第4版 はしがき

第3版の刊行後、2年経った。その間に、求職者支援法が成立し、雇用保険法が改正された。また、職業病の認定に関する労基法施行規則別表第1の2が改正され、心理的負荷による精神障害の認定基準についての新たな通達が発出された。さらに、高年齢者継続雇用制度の対象を拡大する高年齢者雇用安定法改正、違法派遣の場合の派遣先の労働契約申込みみなしなどを定めた労働者派遣法改正、職場の全面禁煙・空間分煙などを事業主に義務づける労働安全衛生法改正、有期労働契約に関するルールの明確化を図る労働契約法改正などの法律改正を行うことが、現在検討されている。これらの立法等の動きに加え、判例・裁判例でも大きな進展がみられた。主な動きがみられたものだけでも、労働者性、使用者性、競業禁止義務、採用内々定、降格、配転、会社分割、休職、懲戒処分、高年齢者継続雇用、雇止め、いじめ・嫌がらせ、減給、労働時間性、事業場外労働のみなし制、うつ病の労災認定、安全配慮義務、団体交渉義務の範囲（「雇用する」労働者性）、支配介入、派遣労働者の契約終了など、幅広い分野にわたっている。第4版では、これらの最新の動きを盛り込んだ。

今回の改訂でも、読者の皆さんからいただいたご意見やご助言を積極的に取り込み、説明をよりわかりやすいものに改めた。また、古い判例でも今日的な意義をもつものは改めて本書で取り上げるなどの見直し作業を行った。同時に、実務上の重要性が相対的に低くなった叙述やや古くなった裁判例等は適宜削除し、全体の量の増加を10頁程度にとどめた。この全面的な改訂作業を行うなかでも、前回の改訂と同様、「理論的な根拠と道筋を明確にしつつ労働法全体の体系と動態を描く」という本書の特徴を損なうことがないように気を付けた。

改訂にあたっては、旧版に引き続き、有斐閣の一村大輔さんに温かくきめの細かいサポートをいただいた。版画家の河村亜紀さんには、第2版以降、表紙に新しい作品を使うことをご快諾いただいている。本書は、これらの皆さん、そして本書を手にとり労働法に接してくれている読者の皆さんとともにある。

2012年1月 柔らかな小日向を眺めつつ

水町勇一郎

第3版 はしがき

第2版の刊行後、改正パートタイム労働法、改正最低賃金法が施行され、労働基準法、育児介護休業法、次世代法、雇用保険法、障害者雇用促進法などの法律改正も成立した。また、第2版の刊行とほぼ同時に施行された労働契約法に関する議論の発展もみられた。さらに、派遣切り・期間工切り、職場におけるいじめ・嫌がらせなどが社会問題となり、これらの問題をめぐる裁判例の展開もみられた。第3版では、これら最新の動きを盛り込んだ。

旧版は、法学部や法科大学院の学生だけでなく実務家や研究者などさまざまな方々に読んでいただき、読者の皆さんからたくさんのご意見やご助言をいただいた。版を改めるにあたって、これらのご指摘を最大限取り込むことにも努めた。特に、①旧版では論旨の流れを重視したために説明が淡白になりがちであった箇所（労働協約、不当労働行為制度など）に読者の理解や思考に厚みをもたせるための解説・紹介を加え、②具体例が乏しかった理論的な説示には主に最新の裁判例を参考にしながら具体的な説明を書き足した。また、③巻末に労働協約例と条文索引を加え、読者の幅広い理解と利便を高めることも心掛けた。これらの点で大幅な加筆を行うと同時に、重要性や実益が低いと思われる記述は適宜削除し、全体の量の増加を約1割にとどめた。この全面的な改訂のなかでも、「理論的な根拠と道筋を明確にしつつ労働法全体の体系と動態を描く」という本書の特徴が損なわれることがないように細心の注意を払った。

第3版を出版するにあたっては、旧版に引き続き、有斐閣の一村大輔さんに温かいサポートをいただいた。また、柴田洋二郎さん（中京大学法学部准教授）、坂井岳夫さん（同志社大学大学院法学研究科博士後期課程）には、改訂版の草稿を読んでいただき的確なご指摘・ご教示をいただいた。木版画家の河村亜紀さんは、第2版に引き続き、表紙に新しい作品を使うことを快く承諾してくれた。心からお礼を申し上げたい。

2010年2月 優しく輝く小石川にて

水町 勇一郎

第2版 はしがき

初版の刊行後、労働契約法および改正最低賃金法が成立した。また、改正パートタイム労働法がこの4月から施行されることになっている。これらの法改正の動きとともに、最新の裁判例や文献なども盛り込んで、今回第2版を刊行することとした。

幸い、初版は多くの読者を得、さまざまな方々からたくさんのご意見やご助言をいただいた。その範囲は、法学部や法科大学院の学生にとどまらず、労働問題を専門とする弁護士、社会保険労務士、産業カウンセラー、企業の人事労務担当者、労働組合の方々など多岐にわたった。また、研究者の世界では、労働法だけでなく、労働経済学や労使関係論の方々からも貴重なご助言や励ましの声をいただいた。版を改めるにあたり、これらのさまざまなコメントやアドバイスのみもできる限り反映するよう努めた。

第2版を出版するにあたっては、初版に引き続き、有斐閣の一村大輔さんに変なご尽力をいただいた。改訂のための期間が短かったにもかかわらずこのような形で第2版を刊行できたのは、一村さんの強いサポートがあったからこそである。また、初版に引き続きモニターとして、読者の立場から原稿を丁寧に読んでいただき、的確な指摘をいただいた同志社大学法科大学院修了生の横山未桜さん、津崎佳苗さんにもあわせて感謝したい。

第2版の表紙には、河村亜紀さんの木版画を使わせていただいた。本郷のある画廊でたまたまめぐりあった「地中深く眠る者」を表紙に使うことを快諾してくれた河村さんにもお礼を申し上げたい。

2008年1月 薄茶色の本郷にて

水町 勇一郎